

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月14日
条例の題名	三重ブランド認定委員会条例	公 布 日	平成19年7月4日
条 例 番 号	平成19年三重県条例第39号	直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課	農林水産部フードイノベーション課	電 話 番 号	059-224-2391
条例の概要	三重ブランドに関する重要な事項を調査審議するため、知事の附属機関として三重ブランド認定委員会を設置し、その運営に関する必要な事項を定めているものである。		条例の 類型 その他
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	三重ブランド認定制度は施策として実施中であり、施策の推進のためには当条例は必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県民力ビジョンに掲げる目標の推進上必要であり、認定の公平性を確保するため公的関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に基づいた事務を実施している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）	はい	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第138条の4第3項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に基づいた事務を実施している。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である三重ブランドに関する事項を審議するため、各条で定める手段により実現しており、整合性は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例の目的を達成するためには一部であっても規定を廃止した場合、認定業務に支障が生じると考える。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
公平性	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、かつ、条例の目的に適合したものであるため、改正の必要がないと考える。			無